

役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、当法人の理事並びに監事に対する報酬について定める。

(報酬)

第2条 役員の報酬は月額報酬の他、役員賞与および役員退職慰労金により構成する。
2 月額報酬は、常勤・非常勤の役員とも、役員報酬のみとし、手当等、他の給与は原則として支給しない。

(決定方法)

第3条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
2 前1項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(非常勤役員の報酬)

第4条 非常勤役員の報酬は、その役員の社会的地位および会社への貢献度等を斟酌した上で、第3条に準じた方法で決定する。

(臨時緊急措置)

第5条

会社業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、総会の決議(監査役は監査役間の協議)によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

(その他)

第6条 その他必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が決定する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月21日理事会決議)